

道路位置指定申請書 添付図書一覧

令和2年3月

	図書・書類	明示すべき事項	留意点
1	申請書 建築基準法施行細則第9号様式	・原則、申請者は道路となる土地の所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置の地名地番：土地の登記事項証明書どおり記入すること ・関係土地の地名・地番および面積：位置指定を受ける道路を利用する土地すべての地名・地番および面積の合計（道路面積は含まない） ・道路の概要：道路面積には隅切り、転回広場を含める
2	委任状	(任意の様式による)	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が申請する場合必要（代理人は、行政書士または建築士） ・住所、氏名、電話番号を記入した上で捺印すること
3	承諾書	・道路となる土地の所有者、道路となる土地またはその土地にある建築物（工作物）に関して権利を有する者および位置指定基準に適合するように管理する者が対象（参考様式：ホームページ参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・実印で押印、印鑑登録証明書を添付 ・申請日から3月以内のもの
4	同意書 ①地元（区長、自治会長等）の同意書 ②農家組合長の同意書 ③土地改良区の同意書 ④道路となる土地に隣接する土地の所有者の同意書または境界確認書		
5	図面関係 ①位置図（1/10000） ・付近見取図（1/2500） ②地籍平面図（現況図）	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路、目標となる地物（最寄りの駅、停留所、学校、商店等） ・縮尺、方位、地番、地目、土地の境界 ・土地所有者およびその土地またはその土地にある建築物（工作物）の権利を有する者の氏名 ・土地内にある建築物、工作物、道路および水路の位置 ・指定道路の位置（朱書き） ・土地の高低その他形状特記事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿附図（公図）を転写して作成

③計画平面図（土地利用計画図）	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、造成区域境界 ・指定道路の位置（朱書き）、延長、幅員、勾配（%）、隅切り ・排水施設（側溝、暗渠、下水等）およびその他の公共施設の位置、構造および排水方向 ・塀、柵、擁壁等の位置、構造および高さ ・位置指定標識の設置位置（始点・終点） ・接続道路の建築基準法上の種別、路線名・番号、幅員 ・計画宅地割り ・土地の高低その他の地形や構造物など 	
④断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請道路と申請道路を利用する土地の関係を現す断面（現況および計画地盤の土地の高低、切土・盛土の区別、擁壁、崖など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に高低差がある場合、添付
⑤道路断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請道路ごとの縦、横断面図 ・測点、距離、勾配（%）、計画地盤面および地盤高 	
⑥構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の路面等構成および寸法 ・排水施設（側溝、暗渠、下水等）の寸法 ・塀、柵、擁壁等の寸法 ・位置指定標識の寸法、材質および固定方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、塀、柵、擁壁等の構造計算書を添付
⑦求積図および求積表		<ul style="list-style-type: none"> ・関係土地と造成区域が異なる場合、適切に整理すること
6 登記簿附図（公図）		<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3月以内のもの
7 土地の登記事項証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3月以内のもの ・所有者に変更があり未登記の場合は不動産売買契約書、土地区画整理地区内で仮換地が終了している場合は仮換地証明書を添付

●正1部、副2部（正の写しで可）

●インデックスを付けること

●必要に応じて下記の書類を添付すること

- ・水路等占用許可書の写し（道路となる土地に水路・里道・道路など公共施設が含まれる場合）
- ・農地転用許可書の写し（造成区域に農地が含まれる場合）
- ・市町との協議結果（宅地開発指導要綱等がある場合）
- ・現況写真（全景が確認できるもの）、写真撮影方向図
- ・排水施設計画平面図
- ・排水施設縦断面図
- ・その他土木事務所から指示のあったもの